

－よくあるご質問－

【全般】

(1) 申請した金額を満額助成してもらえますか？

→助成金額は審査会で決定されます。そのため、申請された金額が満額助成されるとは限りません。

(2) 助成回数に制限はありますか？

→スタートアップは立ち上げから2年間。環境保全創造事業助成、環境パートナーシップ助成は各3回。ひょうごの生物多様性保全プロジェクト助成は、制限がありませんが、「ひょうごの生物多様性保全プロジェクト」に選定される必要があります。

(3) 自己資金はどれくらい必要ですか？

→スタートアップ支援助成は、助成希望額の1/2以上の自己資金(他の助成金は含まない)を有していることが必要です。その他の事業助成については、申請する事業の実施のため自己資金(会費、参加費等)を保有していれば問題ありません。

【助成対象経費について】

(1) 広報費について、どこまで対象になりますか？

→普及啓発のための広報誌、チラシの作成費、郵送料は対象となります。ただし会員向けの総会や講習会の案内等は対象外(スタートアップ支援助成のみ対象)となります。また団体として利用分が明確に示せない通信費(電話、インターネット等)も対象外となります。

(2) 会員、スタッフの謝金は助成対象となりますか？

→貴団体に所属する会員、スタッフの方への報酬、謝金、賃金(人件費)は助成対象外です。

(3) スタッフの交通費は、助成対象となりますか？

→実践活動、調査、一般向けのイベントへの出展(普及啓発)、事前打ち合わせ等は助成対象となります。ただし、実費に限ります。報告の際、日付、目的、人数、単価、回数及び金額が分かる資料を添付してください。総会やスタッフの研修会(県外)は対象外(スタートアップ支援助成のみ対象)となります。なお、「ひょうごの生物多様性保全プロジェクト団体活動発表会」等は、活動団体との交流がメインとなりますので、対象外となります。

(4) 活動経費で、対象外になる可能性がある経費はありますか？

→生態系を乱すおそれがある活動や単なる生活環境の向上のための活動等は、助成対象外とします。(例:花壇の緑化、他の地域から持ち込んだ虫・魚・ホタルの放流、外来種、園芸種の植樹、外来生物対策を除く害虫駆除の薬剤、農業生産活動を目的とする有機農業)また直接環境啓発に関わらない経費(例:啓発グッズ)についても助成対象外となります。

(5) ひょうごの生物多様性保全プロジェクト助成(区分4)について、県立施設の指定管理団体ですが、対象団体に入りますか？

→指定管理施設の指定管理者が、指定管理業務として行う当該施設内で実施する活動は、助成対象になりません。ただし、施設内で活動している団体(サポーター、ボランティアグループ等)が、独自に行う活動については対象となります。

【助成金交付決定後の手続きについて】

(1) 諸事情により当初の事業内容が変更になる場合、変更は認められますか？

→原則、認められません。内容が変更、中止になる場合は事務局にご相談ください。

(2) 採択決定後に辞退をすることはできますか？

→事務局に申請していただくことで、辞退は可能です。

【助成金支払い手続きについて】

(1) 領収書を紛失しました。その支出について、請求書を提出すれば助成対象になりますか。

→助成対象になりません。

領収書、振込明細、レシートにより、支出した事実が証明できるもののみ助成の対象になります。

ただし領収書等だけでは経費の内容が確認できない場合、請求書、納品書等にて内容を確認するため、これらの書類も領収書等同様、必ず保管してください。

領収書等がない場合は、自己資金等充当経費として計上してください。

(2) 領収書の宛名や但し書きはどのように記入してもらえばよいですか？

→申請団体が支出した経費であることを確認させていただくため、宛名には団体名の記載をお願いしています。但し書きにつきましても支払った内訳(購入品)がわかる記載をお願いします。

また、レシートなど内容を確認できるものがあれば添付をお願いします。

銀行振込みによる支払いの場合は、支払額が確認できる振込明細(利用明細票等)に加え、その根拠となる請求書、納品書等の写しも提出が必要となります。

(3) 領収証と領収証明細が記載されたレシートは、領収証の部分だけ提出すればいいですか？

→レシートタイプの領収証は、切り離したりせず、必ず領収証明細ごと提出してください。

内訳(購入品)が分からない領収証は、助成対象外になるのでご注意ください。

(4) ポイントで支払った物品も助成対象経費になりますか？

→ポイントでのお支払いは、割引と同じ扱いになるので、ポイント使用分については助成対象外になります。

(5) 活動を行うために車や電車で移動しました。その際のガソリン代や運賃は助成対象になりますか。

→活動を行うための交通費(実費)は助成対象経費となりますが、団体から費用を支払ったことが分かる領収書を添付してください(日付、目的、区間、費用、利用者を記入)。

(6) 助成対象経費で計上していた備品が単価5万円(税込)以上になった場合、対象経費になりますか？

→助成対象になりません。

単価5万円(税込)以上だと固定資産扱いになるので、自己資金等充当経費として計上してください。

(7) 3月31日までに実施した講師の謝金について、支払いが4月末になりますが、助成対象になりますか。

→対象になりません。報告書の提出日が4月5日(土日祝日の場合は翌営業日)までと要綱に定められているので、提出日を過ぎた支払いについては自己資金等充当経費として計上してください。